

<h1 style="margin: 0;">全法労協 だより</h1>	2014 年	<h2 style="margin: 0;">内 容</h2>
	12 月 15 日	
<h3 style="margin: 0;">No.96</h3>		各地でがんばる仲間たち⑥
全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル 4 階 法律会計特許一般労組気付 (〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/		千葉法律関連労働組合..... 1
		非正規問題を考えよう—法テラス労働訴訟を 通して 関西ブロック交流会を開催..... 2
		全法労協幹事の選出について..... 2
		京法労第 34 回定期大会
		～仲間とともに新たな一歩を～..... 3
		困難な時代に私たちがすべきこと
		(福法労第 34 回定期大会) 4

各地でがんばる仲間たち⑥

千葉県法律関連労働組合

私たち千葉県法律関連労働組合はおかげさまで2年前に結成30周年を迎えました。当初より組合を支えてきたベテラン組合員もこの1～2年で退職を迎え、残されたメンバーで今日の厳しい状況のもと、いかに力をあわせていくかという新たな節目の時期を迎えています。

現在、組合運営は本庁にある3つの職場分会から役員を選出し、執行委員会を毎月昼休みに開催しています。そこでの議論を踏まえ、役割分担をしながら活動をすすめています。そして、毎月例会を位置づけ、春闘における討議や労働者の権利や平和についての学習など、年間の組合活動のなかでテーマを設けて全員参加型の組合活動を展望しています。

また、レクリエーションにおいてはやまぶき会（親睦会）と協力しながら飲み会やランチ企画などを行っています。法律事務職員全国交流集会で発揮している歌って踊れる事務員像をそのままにこの間のベテラン組合員の送別会においても持ち前の演出力を発揮してきました。

あわせて、交流を図る目的の行楽企画やバーベキュー企画など、家族も含めてみんなで交流できる取り組みなどの工夫もしています。

今日の経営難という厳しい状況のなか、労働者の定年退職における補充もないまま、賃上げや一時金抑制など、労働条件に対するしわ寄せが押しつけられている現実がありますので、そのなかでいかにひとりひとりの生活実態や要求をくみ上げながらみんなの要求にしていくかという組合の原点に立ち返った取り組みの必要性を感じ、それを地道にすすめているところです。

さらに、次回（2015年7月）の全法労協定期総会の開催地は千葉ということで、小規模の組合ではありますが、全国の皆さんの活動に学びながら私たち自身の力にしていけるようにしていくつもりです。

こんな私たち千葉県法律関連労働組合ですが、引き続きお力添えをよろしくお願いたします。



非正規問題を考えようー法テラス労働訴訟を通して

関西ブロック交流会を開催

去る11月15日奈良市内で、法律関連事務員関西ブロック交流会が開かれました。「非正規問題を考えようー法テラス労働訴訟を通して」というテーマのもとに、関西各地から約30人の組合員や親睦会会員が参加し、非正規問題について学び意見交流を行いました。

最初に、原告から訴訟の内容と法テラスにおける非正規雇用制度の問題点が報告されました。また現代の身分制度ともいえる非正規雇用の厳しい現状と問題点が、悩み励まされながら裁判を闘ってきた原告の言葉として語られました。

次に兒玉弁護士から「均等待遇、均衡待遇に関する裁判例、立法の動向ー法テラス奈良法律事務所に関連して」と題する講演がなされました。非正規労働をめぐる状況や立法の同行について丁寧な説明がなされた後、今回の判決の内容と問題点が明らかにされました。そして最後に、労働契約法やパート労働法の改正、非正規問題を解決する具体的な施策の立案など、立法や行政における時代の流れは私たちの方に近づいてきており、高裁判決を通じて司法が一步前へ出ることができるよう、運動を広げることが重要としめくくられました。

京都の参加者からは、身近な法テラスでこんなことが起こっているということをもっと広く知らせるような取り組みをしたいとの意見が出され、また原告に対する暖かい激励の言葉が寄せられました。

原告からは、「このような企画をしていただき、また組合内外から多くの方にご参加いただき、勇気と元気をもらうことができました。ありがとうございます。この会合が非正規問題を超えて、あらためて労働の対価とは何かということを一一人一人が考えるきっかけとなれば幸いです。」という声が寄せられました。

最後になりましたが、去る12月10日、大阪高等裁判所での第一回口頭弁論期日の際には、吉田議長や大阪の組合員の方に傍聴に参加していただくなど、全法労協からのご協力ご支援に大変感謝しております。次回期日は来年2月24日(火)13時15分からです。今後とも皆さまの益々のご支援をよろしく願いいたします。

法テラス労働訴訟応援団

☆法テラスに対する未払賃金等請求訴訟とは？…

平成23年4月21日、法テラス奈良法律事務所に非常勤として勤務していた原告が、常勤職員との賃金差額を求めて、奈良地裁に訴訟を提起しました。

法テラス奈良法律事務所では、非常勤職員である原告も、常勤職員と同じ業務内容・時間でスタッフ弁護士の補助業務を行っていました。

この訴訟では、同一価値労働同一賃金の原則を主張し常勤職員との賃金差額を請求しています。平成26年7月29日、第一審の判決が言い渡され、現在大阪高等裁判所で控訴審を闘っています。

全法労協幹事の選出について

全労連・全国一般神奈川地本・法律合同分会から推薦を受け、次のとおり決定しました。

幹事 阿部花織(全労連・全国一般神奈川地本・法律合同分会書記長 新)

10月から12月にかけて各地で定期大会が開催されました。11月2日の京都法律関連労働組合と11月29日の福岡法律関連労働組合の定期大会の報告です。

京法労第34回定期大会

～仲間とともに新たな一歩を～

私たち京法労は、1年を総括し新たな目標に向かっていくため、年1回定期大会を行っています。①経営難による労働条件切下にどう立ち向かうか ②仲間づくりと担い手づくり を大きな柱として行われた私たちの定期大会の報告、ぜひご一読ください。



○経営難による労働条件切り下げにどう立ち向かうか

私たちにとってとても重要なテーマですよね。まず、事務所の経理公開に話が及びました。少人数の事務所では、事務員も事務所経理がわかることが多い。共同事務所になると非公開が多くなるようです。公開を求めることについては賛否両論。事務所の状況がわかるというのは、しんどい面もあります。一方で同じ情報を共有していることの重要性も指摘されました。各職場でよく話し合った上で、知っていくことが力になるのではないのでしょうか。

そして話は私たちの団結の問題に。万一切下げの提案があった場合、事務員間の温度差は当然あります。どこまで闘うかものすごく悩む。経営悪化を安易に転嫁させないために、職場の同僚、分会の仲間と一致すること。話し合いは時間もかかるし、しんどいですね。しかしその努力こそが、仕事や職場を守ることに繋がるのではないのでしょうか。

○仲間づくりと担い手づくり

このテーマ、2つの発言を紹介します。

「もし組合にいなかったら、言われるがまま。一人では闘えない。京法労に繋がることで、言っているんだという気持ちになれる。自分の立場に自信がもてる」。

「京法労は、埋もれているかもしれない事務員を支える存在になり得ているか？多くの事務員のところに出て行って、理解してもらえとか、何かあったときに話してもらえるようになる、そういう存在にならなければならない」

いずれもその方の思いや真剣さが伝わってきます。法律関連職場の人を対象に「何でも相談会」を行おうという提起もありました。悩んでいることが労働組合に相談すべきことかどうか分からない人もいます。そのような声をすくい取っていかうということです。

表に出る組合活動は、できる人とできない人がいますね。しかし裏方でも、役割を發揮している人はたくさんいます。私たちはそのような、多くの人に支えられる京法労をめざしています。私たちの職場、順風満帆だという所は少ないでしょう。しかし心配することはない。みなさんとともに過ごした定期大会、私そのように感じました。京法労は今年も、仲間とともに新たな一歩を踏み出します。

困難な時代に私たちがすべきこと (福法労第34回定期大会)

さる11月29日、福法労第34回定期大会を行いました。今年は結成30周年を迎えた記念すべき年の大会でした。9月に30周年を大々的に行い、3か月もたたないうちに大会を準備することは正直大変でしたが、「30周年を経験したら大会は楽に感じるねえ〜」という頼もしい声も聞かれ、当日の設営・運営に至るまで、各自が協力してスムーズに進行できました。30周年のおかげで私たちの結束力がさらに強まったのだと思います。



来賓として福岡県労連事務局長 樋口充喜さんにご挨拶を頂きました。法律事務所の事件数が減っていることに対して、紛争は多いのに頼みたくてもお金がない人が増えているという話に関連して、世界の諸外国が20年間で60%賃金が上がっているのに対し、日本だけが賃金が減っていることや、「税金と社会保障と教育」の分野で地域再生法が国会で通ったことは、今後の地域の発展に重大な障害になるという報告をされました。

大会の中では事務所財政状況の悪化という名のもとに、賃下げ、賞与の減額、人員削減など労働条件の悪化が多く報告されました。ある分会では21年目頭打ちで、勤続年数の長い人は21年まで遡って賃下げが行われました。組合全体では半数近くの人に賃上げがなく、8万円以上も賃下げの人も出ています。夏冬とも賞与がゼロの職場も少なくありません。各分会では要求書の提出・団交を重ねながら、賞与を「未払い」扱いとして確認する、財政資料を月に1回開示させるなど分会ごとに工夫をした闘いを続けています。弁護士自身も役員報酬の減額、家賃の減額措置などをするなか、弁護士からは「こんなときになぜ要求するのか」という発言をされるなどしています。しかし、私たちは遠慮・委縮しなければならないのでしょうか？ 厳しい状況だからこそ、財政状況について率直に話し合い、改善のために知恵を出し合わなければならないと思います。法テラスの価格を上げてもらうように組合から要求できないものか、財政改善の工夫についての交流会、組合活動を広く知らせるインターネットの活用法など様々な企画を行おうという話も出され、大変な状況の中でも前向きな提案が多く出されました。悩みながらも知恵を出し合い協力して進む。私たちに出来ることはこれに尽きるのではないかと思います。



各地から大会へのメッセージを頂き大変ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

大会の前にランチ交流会を行いました。おいしさと安全にこだわった有機野菜を中心にしたビュッフェスタイルのランチでたっぷりゆっくり食事を堪能し親睦を深めました。

福岡法律関連労働組合 執行委員長 小西 浩子